

志津川湾

しづがわわん

宮城県南三陸町



①志津川湾と樫島

[登録番号] 2358
[登録年月日] 2018年10月18日
[面積] 5,793ha
[湿地のタイプ] B:海洋の潮下帯域(水中植生)
[保護の制度] 国立公園海域公園地区
[国際登録基準] 1、2、3、4、6

湿地の概要

志津川湾は北太平洋に面する三陸海岸の南部に位置している。栄養分を多く含んだ親潮(寒流)、と南方からの暖かい海水を運ぶ黒潮(暖流)、津軽暖流(暖流)の3つの海流の影響をバランスよく受ける環境である。そのため、冷たい海を代表するマコンブと暖かい海を代表するアラムの両方がみられる貴重な藻場が広がっている。また、湾内には荒島(あれしま)や樫島などの大小の島々が散在し、海岸沿いには岩礁帯や砂泥地、干潟も存在している。

志津川港から約4kmの海上にある樫島周辺には、わが国を代表する海藻藻場をモニタリングすることを目的とした調査(環境省モニタリングサイト1000)の調査地点が設置されており、2008年から継続した調査が行われている。2011年の東日本大震災の津波により、藻場の状態は大きく変化したが、現在は回復してきている。2019年には、湾内の沿岸全域の藻場分布調査が行われ、今後定期的に調査を行うことで、海藻・海草の生育状況の変化を把握していく予定である。

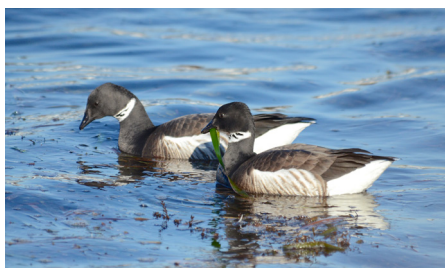


湿地にかかわる動植物

国の天然記念物、環境省レッドリストで絶滅危惧II類に掲載されているコクガンが毎年100羽以上越冬する。越冬するためには、餌となるアマモ等があること、休憩場所となる岩礁帯が必要である。さらには、魚類等を餌にしている猛禽類のオジロワシ、オオワシも越冬に訪れる。

藻場は、海藻の森や海草の草原とも呼ばれ、湾内には、海藻で構成されるコンブ場、アラム場、ガラモ場、海草で構成されるアマモ場の4つのタイプの藻場が存在する。アマモ場には絶滅危惧種を含む、アマモ、スゲアマモ、タチアマモ、スガモの4種が生育するなど、全部で200種以

上の海藻・海草類が確認されている。このような藻場は世界的にみても希少である。海藻と海草類以外にも700種以上の海生生物の餌場や生息地となり、海洋の生物多様性を支えている。



④アマモを摂餌するコクガン



②ホンダワラ類の藻場と魚の群れ



③マコンブの藻場

保全・管理の取組

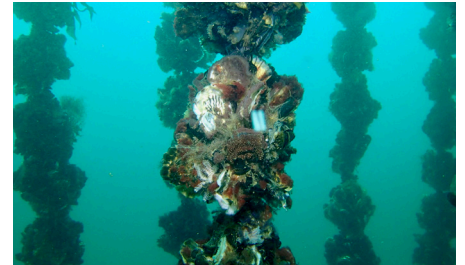
三陸復興国立公園 南三陸 海のビジターセンターが整備されている。ラムサール条約湿地を含む三陸復興国立公園や周辺自然情報を発信し、カヤック等の自然体験プログラムなど、自然とふれあう機会を提供している。

東日本大震災以前より、教育プログラムや人材育成等を行っていた、南三陸町自然環境活用センターが、2020年2月に戸倉地区に復旧し、生物相調査等の各種研究や環境教育活動等の活動が再開している。

南三陸町は分水嶺に囲まれ、町域が流域という地形的特徴を有している。町面積の約70%を占める森林では、森林管理協議会(FSC)の持続可能で適切に管理された森林に対するエコラベルであるFSC認証を受けた林業が営まれている。南三陸町では、「森里海ひといのちめぐるまち南三陸」を町の将来像として掲げ、山から海へとつながる流域全体での持続可能な利用を目指した管理が進められている。



⑤藻場調査の様子(モニタリングサイト1000)



⑥ASC認証を受けたカキ養殖場

ワイズユースの取組

志津川湾は資源に恵まれた海で、水産業は南三陸町の基幹産業である。湾内では古くからカキ・ワカメ・ギンザケ等の養殖が行われて、人々の生活を支える基盤となっている。持続可能で適切に管理された養殖業を目指しており、水産養殖管理協議会(ASC)の養殖水産物に対するエコラベルであるASC認証を受けたカキも生産されている。

2019年5月に南三陸町の自然や文化を体験しながら学ぶ「南三陸少年少女自然調査隊」が発足した。志津川湾や南三陸町の森・里・海・川・歴史のすばらしさを学び、町内外の人たちへその魅力を伝え広げていくことを目標にしている。



⑦地元小中学生によるエコクラブ「南三陸少年少女自然調査隊」

関連自治体

南三陸町役場 ☎0226-46-2600

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html

国際的に重要な湿地の選定基準

基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。

基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。

基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。

基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注)魚介類:魚、エビ、カニ、貝類

志津川湾(しづがわわん)

発行:環境省自然環境局野生生物課 編集協力:日本国際湿地保全連合 デザイン:安部彩野デザイン事務所

写真提供:南三陸町(①~④、⑥⑦)、青木優和(⑤)

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なくして全部あるいは一部を複製することができます。

参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なくしての商業利用を禁止します。

2023.03